

II. 土砂等の埋立て等に関するもの

Q1 条例の規制の対象となる土砂等とは？

土砂等とは、地表・地盤等を掘削するなどして採取された土・砂・石・礫・砂利が集まったものをいい、岩石等が混入されても全体として土砂とみなすことができる場合には、条例が適用されます。

県内で行われる土砂等の埋立て等が規制の対象となるため、土砂等が発生した場所が県内であるか県外であるかを、また、土砂等が発生した事業が公共事業であるか民間事業であるかを問い合わせん。

また、土砂等は、廃棄物処理法での廃棄物に当たらず、土砂等の埋立ての際ににおける廃棄物の混入は想定していないので、土砂等の中に産業廃棄物（例：廃棄物として処理される建設汚泥やコンクリートを破碎したもの、スラグ等）が混入されていた場合には、廃棄物処理法違反として取り扱うこととなります。

Q2 土砂等の埋立て等から除かれ、条例の規制対象とならない行為がありますか？

- ① 製品の製造若しくは加工のために原材料のたい積をする行為
- ② 廃棄物処理法の許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う土砂等による埋立て、盛土その他土地へのたい積を行う行為
- ③ 汚染された土砂等を処理するための施設で知事が指定するものにおいて行う土砂等による埋立て、盛土その他土地へのたい積を行う行為
- ④ 公有水面における土砂等の埋立て等（不動産登記の対象となる“ため池”等を除く。）

Q3 許可が不要である行為について、どのような規制がかかりますか？

条例では、一般的な規制（以下「一般規制」という。）として、たとえ小規模な土砂等の埋立て等であっても「土壤基準」に適合しない土砂等による埋立て等の禁止及びそういったおそれのある事業者に対する土地の提供の禁止、また、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないための必要な措置及びそういった対策を行わないおそれのある者への土地の提供の禁止を規定しており、これは、許可が必要な特定事業についても適用されます。

なお、この一般規制について、条例に違反した場合は、知事の措置命令の対象となり、措置命令違反には罰則が適用されることがあります。

Q4 土砂等の埋立て等をするときに土壤検査は必要ですか？

許可の必要な特定事業の場合、土壤検査が義務づけられていますが、それ以外の行為については土壤基準に適合するかどうかの確認方法については特に定めていません。しかし、埋立て等をする土砂等を採取した土地について、自主的に聞き取りや既存資料による調査を行い、土壤汚染のおそれがある土地と判断される場合には、県の関係機関等へご相談下さい。

なお、許可を必要とする特定事業に関する土壤検査については、許可申請前には表土を、土砂を搬入しようとするときには 4,000 m³までごとに当該土砂等を（例：7,000 m³の土砂を搬入する場合、4,000 m³と 3,000 m³の2回）、完了時にも完了時の表面土壤を検査していただく必要があります。

また、定期的な検査として、6か月ごと（一時たい積事業については3か月ごと）に水質検査を行っていただく必要があります。

Q5 土地所有者にも規制がかかるのですか？

条例では、土砂等の埋立て等のために土地を提供した者に対しても、埋立て等に使用された土砂等の崩落等による災害の防止措置を義務づけています。

また、土壤基準に適合しない土砂等による埋立て等が確認された場合や、埋立て等に使用された土砂等が崩落等し、生活環境の保全又は住民の生活の安全の確保上の支障が生じている場合など、埋立て等を行った者に限らず土地を提供した者に対しても措置命令が行われることがあり、命令に違反した場合、罰則の対象となることがあります。

土砂等の埋立て等に土地を提供する場合は、事業者に十分な説明を求めるとともに、土砂等の埋立て等が適正に行われているか現場状況の把握に努めてください。

Q6 許可を必要としない特定事業にはどんなものがありますか？

次の行為については、許可の対象外としています。（条例第19条第2項）

- ① 国、地方公共団体等（以下「国等」という。）が管理する土地において、国等が行う特定事業
国等が発注する事業（公共事業）で、国等が管理する土地内で行う土砂等の埋立て等（例：道路・河川・砂防・地すべり等の国等が管理する土地で行う工事など）は許可の対象外としています。

ただし、公共事業から出た土砂等であっても、国等が管理する土地以外への搬入を行う際は、原則として許可が必要になります。

- ② 採石法、砂利採取法等の許認可を受けた採取場から採取された土砂等を販売目的で一時的に積する特定事業
- ③ 災害時の応急措置として行う特定事業
- ④ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

運動場に砂を撒く行為や、農産物の品質を保つため手入れ砂等で表土に客土する行為などが該当します。なお、農地の嵩上げは、管理行為には該当しないため、特定事業である場合、許可が必要となります。

Q7 「特定事業場」と「特定事業区域」の違いは何ですか？

「特定事業場」とは、特定事業区域及び搬入路、保安地帯その他の特定事業に必要な施設の用に供する区域を合わせた全体の区域をいいます。

「特定事業区域」とは、当該特定事業場以外の場所からの土砂等による埋立て等が行われる区域をいいます。ただし、開発行為や宅地造成等の事業が行われる一団の土地の区域内において、その事業の工程の一部として、当該事業を行う区域から採取し、又は発生した土砂等を当該事業のため使用して埋立て等が行われる場合にあっては、当該事業が行われる一団の土地の区域は、特定事業区域に該当しません。

Q8 都市計画法や森林法の開発許可を受けて行うものについても構造基準が適用されますか？

埋立て等のたい積構造は、災害の発生を防止するための構造上の基準（条例施行規則別表第4又は別表第5）に適合しなければなりませんが、当該特定事業が他法令等に基づく許認可等を要する行為であって、構造上の基準の適用除外となる行為（条例施行規則別表第3）である場合は、この構造基準は適用されず、他法令等の構造基準によります。

この場合、関係法令に基づく許認可の写し又は申請中であることを証する書面を特定事業許可申請書に添付してください。

Q9 水質検査や土壤検査をなぜ何度も行う必要があるのか？

水質や土壤といった環境に関する基準についての検査方法等は、別記「水質検査・土壤検査における留意点」（第3編「土砂等の埋立て等関係版」P57）にあるとおり、段階的な検査をしていただくこととなっています。

これは、環境に関する基準に適合しない土砂等の搬入を規制する法令がない現段階では、段階的な検査等により、汚染土壤の搬入を防いでいく方法しかないためです。

検査費用は必要になりますが、段階的検査を経ずに、汚染土壤が確認された場合には、最悪の場合、その時点まで搬入された土砂全てについて、搬出及び適正処理をしていかなければならなくなることもあります。

こういったことからも、生活環境保全のために段階的な検査により、汚染土壤の搬入を未然にブロックしていく必要があると考えています。

Q10 許可申請時の表土の土壤検査で自然由来の汚染が発見されたときも事業は行えないのか？

表土の汚染の原因が、工場からの排水や農薬などによる人為的な場合は土壤基準に適合するように対策を行わない限り許可できませんが、自然由来の場合はその汚染が確かに自然由来であると確認できれば、許可できる場合があります。ただし、水質検査の頻度が増えるなどの条件が許可に付されることもありますので、このような場合は個別に関係機関にご相談下さい。

Q11 特定事業の許可についての経過措置とは、どのようなものか？

この条例の施行日（平成21年4月1日）に特定事業を行っている者は、平成21年9月30日までの6ヶ月間は許可を受けずに特定事業を行うことができ、その者がその期間中に許可を申請した場合は、許可・不許可の処分があるまでの間も許可を受けずに特定事業を行うことができます。